

令和3年度
閱 覧 設 計 書

工 事 名	鹿児島港（旧木材港区）整備（臨海起債）工事（R3-3工区）
工 事 場 所	鹿児島市 東開町 地内
港 湾 名	鹿児島港
履 行 期 間	令和4年3月17日限り

【 閱 覧 設 計 書 内 訳 】

内 訳	添付の有無
特記仕様書	○
図面	○
設計内訳（金抜）※	○

※は参考資料である。

◎本閲覧における問合せについては、下記担当係までお願いします。

担 当 係	河川港湾課 鹿児島港係
-------	-------------

【留意事項】

従来の「閲覧設計図」の名称を廃止し、「実施設計図」を閲覧設計書に添付しています。

鹿児島県 土木部

照合確認	電子閲覧
------	------



特記仕様書

第1章 総則

第1条 この特記仕様書は、次の工事に適用する。

- (1) 工事名 鹿兒島港（旧木材港区）整備（臨海起債）工事（R3-3工区）
- (2) 港湾名 鹿兒島港
- (3) 工事箇所 鹿兒島市東開町地内

第2条 この工事は、契約図書ならびに次の各項の定めによるほか、その他諸法令を遵守し施工しなければならない。

なお、本特記仕様書及び共通仕様書、要綱、指針、示方書（最新版）に記載されていない事項で疑義が生じた場合は、「工事打合簿」により監督職員と協議し、かつその指示に従うこと。

- (1) 土木工事共通仕様書（平成28年1月鹿兒島県土木部制定）
- (2) 土木工事施工管理基準（平成年28年1月鹿兒島県土木部制定）
- (3) 土木請負工事必携（平成28年4月鹿兒島県土木部制定）
- (4) その他関係要綱、指針、示方書等

（契約数量）

第3条 この工事の契約数量は、設計図書及び数量総括表のとおりとする。

なお、この数量に変更を生じた場合は、発注者及び受注者協議の上、契約変更の対象とする。ただし、出来形等に係る設計値は図面のとおりとする。

（契約保証）

第4条 契約の保証は、当初請負金額が500万円を超える場合、請負金額の10分の1以上の金銭的保証を要す。

（前払金）

第5条 保証事業会社の保証がなされている請負金額100万円以上のものについては、請負金額の10分の4以内で前払金を請求することができる。

なお、当初設計においては前記の前払金を受けるものとして一般管理費の率を計上してあるが、前払金を受けない場合でも、一般管理費の率は変更の対象としない。

2 次に掲げる要件のいずれにも該当し、前項により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証がなされたものについては、請負金額の10分の2以内で中間前払金を請求することができる。

ただし、契約に当たり部分払することを選択した場合は、中間前金払を行わないこととする。さらに、前払金と中間前払金との合計は請負金額の10分の6を超えないものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
 - (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- 3 前金払を請求する場合は、請求書に保証事業会社の保証に係る保証証書を添付して提出しなければならない。

(部分払金)

第6条 部分払は、請負金額が100万円以上の場合、2回まで（既に前払いがなされているときは1回迄）行えるものとする。ただし、中間前金払があるときは、原則として部分払いは行わない。

(法定外の労災保険の付保)

第7条 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
また、工事請負契約書第58条に基づき、その証券等を提示すること。

(請負代金内訳書及び工事費構成書)

第8条 本工事は共通仕様書第3編3-1-1-2請負代金内訳書及び工事費構成書に基づく対象工事とする。

(技術者)

第9条 受注者は、測量・調査・施工管理・検査のために専属して経験のある技術者を常置し、監督職員の指示に応じなければならない。

(監理技術者等の専任を要しない期間)

第10条 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、打合せ記録簿により明確となっていることを条件に、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定めること。

2 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（「工事目的物引受書」等における日付）とする。

(配置技術者等の途中交代)

第11条 配置技術者の途中交代が認められる場合としては、主任技術者又は監理技術者の死亡、傷病、出産、育児、介護又は、退職等、真にやむを得ない場合のほか、下記に該当する場合である。

(1) 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し 工期が延長された場合

2 前項のいずれの場合であっても、受注者と発注者が協議し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。

(現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合)

第12条 現場代理人は現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの要件を満たす場合に、工事請負契約書第10条第3項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取り扱うこととする。ただし、いずれの場合にも連絡が常にとれる体制を確保する必要や現場保全の義務（現場の巡回等）があるため、現場代理人を設置しておくことは必要である。

(1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

(2) 工事請負契約書第20条により工事が一時中止されている期間

(3) 橋梁，ポンプ，ゲート，エレベーター等の工場製作を含む工事であって，工場製作のみが行われている期間。

また，同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は，同一の現場代理人が，これらの製作を一括して運営，取締りを行うことができるものとする。

(4) 前3号に掲げる期間のほか，受注者から工事完成の通知があり，完成検査，事務手続，後片付け等のみが残っているなど，工事現場において作業等が行われていない期間

2 発注者への報告

前1項の要件を満たす場合は，現場代理人の工事現場における常駐は不要とし，他の工事と兼務することを可能とするが，「工事打合簿」等により，工事現場において作業等が行われていない期間を明確にしておくこと。

(中間検査)

第13条 本工事については，出来高が50%を超えた時点で中間検査を実施する予定であるので，受注者は検査希望日を発注者に書面で申し出ること。

(出来形確認)

第14条 工事請負契約書第32条に基づき，受注者が工事の完成を通知するまでの間において，現場代理人又は主任技術者等の立会いのもと，最終出来形確認を実施するものとする。

第2章 危機管理及び安全管理

(危機事象)

第15条 土木工事等において危機事象が発生し，又は発生する恐れがある場合，地域振興局建設部の緊急連絡先は次のとおりとする。

なお，危機事象に対する危機管理体制として，施工計画書に記載すること。

(1) 勤務時間外・休日 緊急連絡先

【河川港湾課】建設事故発生時連絡担当者：河川港湾課長 新田 福美
電話番号：090-3194-0689（公用携帯）

(2) 想定する危機事象

ア 土木工事等に起因する

(ア) 工事関係者又は工事関係者以外の第三者が死亡あるいは負傷した事故

(イ) 工事関係者以外の第三者の資産に著しい損害を与えた事故

イ 工事関係者以外の第三者に起因する

(ア) 工事関係者の死亡あるいは負傷した事故

ウ 工事区域においてア，イ以外の要素が起因する

(ア) 工事関係者及び周辺住民の生命を脅かすおそれのある事故

(長期休暇期間の連絡体制等)

第16条 工事の期間が年末年始，長期連休期間，盆休み，その他長期休暇中に係る場合は，事前にその期間の管理体制，緊急連絡体制について記した書類を提出すること。

また，警報発令等の悪天候後は，現場巡回を行い，結果を連絡すること。

(暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置)

第17条 鹿児島県が発注する建設工事等（以下「県工事等」という。）において、暴力団関係者による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅滞なく県（発注者）及び警察に通報すること。県工事等において、暴力団関係者による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、県（発注者）と協議を行うこと。

(過積載等の防止)

第18条 ダンプトラック等による過積載等の防止について以下のことを遵守すること。

- (1) 工事用資機材等の積載超過がないようにすること。
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること。
- (4) さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることがないようにすること。
- (5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下法という）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- (6) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- (7) (1)から(6)について、下請契約における受注者を指導すること。

(ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策)

第19条 ヤンバルトサカヤスデのまん延を防止するため、当該現場での土壌や植物等の搬出入に当たっては、別添「ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について」を参考に、十分注意を払うとともに、ヤンバルトサカヤスデの棲息が確認された場合は、まん延防止対策を講ずる必要があるため、棲息状況等の調査を行い、監督職員に報告すること。

【別添】

ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について

1 土・樹木等の措置

- (1) 発生地区からの搬出を極力抑えることを原則とする。
- (2) 廃棄樹木等については、一般廃棄物、産業廃棄物が取扱いが可能な焼却施設で焼却処理する。
 - 一般廃棄物：市町村の所管する焼却施設、業の許可を有している民間の焼却施設
 - 産業廃棄物：業の許可を有している民間の焼却施設（産業廃棄物税が発生します。）

2 工事区域周辺部の措置

周辺部への拡散を防止するため、周辺部に薬剤散布等の措置を行う。

3 やむを得ず、土・樹木等を発生地区から搬出する場合の措置

- (1) 薬剤処理・薫蒸処理後、搬出する。
- (2) 薬剤処理の困難な農作物等の搬出の場合は、付着土壌の除去、目視除去後、搬出する。

4 発生地区に搬入した建設機材や農・林業工作機械の措置

付着土壌の除去並びに薬剤処理後、搬出する。

5 未発生地区での措置

発生地区からの土・樹木等の搬入や農・林業工作機械の移動等があった場合は、上記1～3の措置が講じられているかを確認する。

※奄美群島以外でヤンバルトサカヤスデの発生が確認されている地区

- H 1 1：南九州市（旧穎娃町，旧知覧町），
- H 1 4：指宿市（旧山川町），屋久島町（旧屋久町）
- H 1 5：鹿児島市（旧吉田町），日置市（旧吹上町），枕崎市
- H 1 6：鹿児島市
- H 1 7：指宿市
- H 2 2：出水市，南さつま市
- H 2 5：霧島市，阿久根市
- H 2 6：鹿屋市，始良市
- H 2 9：長島町

第3章 工事の施工方法

(国土調査の基準点等測量標識等の保全)

第20条 施工区域内に国土調査の基準点等測量標識等がある場合は、その取扱いについて監督職員に指示を仰ぐとともに、施工前に設置者と協議すること。

第4章 施工条件の明示

第1節 工事全般

（「週休2日」試行工事）

第21条 本工事は、「週休2日」試行工事（受注者希望型）の対象である。

- 2 試行に当たっては、『「週休2日」試行工事实施要領』に基づき行うものとする。
- 3 実施要領は、鹿児島県ホームページから取得できる。
なお、週休2日を実施しない場合は、理由書を作成のうえ監督員に提出すること。
- 4 週休2日試行工事をする場合は、必要工期を算定したうえで、工期が不足する場合は、変更契約の対象とすることができる。
- 5 週休2日の試行を実施しない（できない）場合は、別紙『「週休2日」試行工事を実施しない（できない）理由書』を電子データにて監督員に提出すること。

（「快適トイレ」設置の試行工事）

第22条 本工事は、鹿児島県の建設現場における「快適トイレ」設置の試行対象工事（受注者希望型）である。

- 1 快適トイレを設置する場合は、『鹿児島県の建設現場における「快適トイレ」設置の試行要領』に基づき行うものとする。
- 2 試行要領は鹿児島県ホームページから取得できる。

第23条 本工事は、「三者技術調整会実施要領」に基づく「三者技術調整会」の開催は予定していないが、受注者が開催を希望する場合は、発注者と協議するものとする。

第2節 工程関係

該当なし

第3節 用地関係

該当なし

第4節 公害関係

該当なし

第5節 安全対策

該当なし

第6節 工事用道路

該当なし

第7節 仮設備関係

該当なし

第8節 建設副産物関係

（産業廃棄物税）

第24条 本工事により発生する建設廃棄物のうち、焼却施設及び最終処分場に搬入する産業廃棄物には、産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。

第9節 支障物件等

該当なし

第10節 薬液注入関係

該当なし

第11節 その他

該当なし

第5章 提出書類

(各種様式及び要領等)

第25条 本特記仕様書内の各種様式及び実施要領等について、詳細を記載していないものは、鹿児島県ホームページ (>分類から探す> 社会基盤> 公共事業> 技術管理・検査) から取得できる。

(電子納品)

第26条 本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「鹿児島県電子納品ガイドライン(案)(令和2年3月):(以下、「ガイドライン」という。)」に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。

2 ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は電子媒体(CD-R)で正本1部、副本1部の計2部提出する。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定するものとする。

3 電子成果品を提出する際は、鹿児島県の公開する電子納品チェックソフトによるチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

4 ガイドライン及びチェックソフトは鹿児島県ホームページで公開している。

(工事履行報告書)

第27条 毎月25日までに、月末時点における工事履行報告書及び工事進捗状況写真(全景又は代表部分)を監督職員へ提出すること。

(安全・訓練等の実施状況報告書)

第28条 土木工事共通仕様書(第1編1-1-1-26 第8項)に基づく定期安全研修・訓練等の実施状況について、「安全・訓練等の実施状況報告書」に記録するとともに、その実施状況写真を添付し、工事完成図書に含めて監督職員へ提出すること。

(施工体制台帳の作成等)

第29条 本工事の受注者は、建設工事の一部を下請に付する場合は、施工体制台帳及び添付書類を作成し、工事現場に備え置くとともに、その写しを監督職員に遅滞なく(遅くとも下請工事の着手前までに)提出すること。

また、施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度、当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について作成し提出すること。

(施工体系図の作成等)

第30条 本工事の受注者は、工事を施工するために、建設工事の一部又は以下のアからエの業務を下請に付する場合は、施工体系図を作成し、工事の期間中、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督職員に遅滞なく(遅くとも下請工事又は業務の着手前までに)提出すること。

また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、その都度、変更に関する事項について作成し提出すること。

- ア 伐採及び測量・調査等の工事現場で作業を行う業務
- イ 土砂やコンクリート殻等の運搬のみを行う業務
- ウ 工事現場の警備(交通誘導を含む)を行う業務
- エ その他監督職員が記載を指示した業務等

(管内(県内)建設業者の優先使用)

第31条 受注者は、工事の一部を下請に付する場合は、鹿児島地域振興局管内に主たる営業所を有する者を使用するよう努めることとする。

2 受注者は、前項で定めた建設業者を活用しない場合は、施工計画書等の提出と併せて「下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書」を監督職員に提出すること。

3 受注者は、工事完成時及び監督職員から指示された場合、「下請業者使用実績報告書」の電子(エクセル)データを監督職員に提出すること。

4 各様式については、鹿児島県ホームページから取得すること。

なお、第3項「下請業者使用実績報告書」を監督職員へ提出する際は、工事関係書類一覧表(電子(エクセル)データ)の「下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書」、「県産資材等不活用状況」、「使用材料承認願」、「建設資材使用実績報告書」、「【発注者使用】様式-1」、「【発注者使用】様式-2」のシートは、削除しないこと。

(県産資材の優先使用)

第32条 工事に使用する資材については、県内で産出、生産又は製造されたもの(以下「県産資材」という。)の優先使用に努めることとし、さらに、県産資材以外の資材等についても、県内に本店を置く資材業者等から調達するよう努めることとする。

2 受注者は「材料使用承認願」において、全ての資材について県産資材使用の有無を記載するとともに、以下に記載する「指定主要資材」の中で県産資材を使用しない場合は、「県産資材等不使用状況報告書」を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

指定主要資材 (7品目)	①生コン(レディミクストコンクリート) ②コンクリート二次製品 ③石材類 ④アスファルト合材 ⑤木材 ⑥樹木 ⑦野芝
-----------------	---

3 前項で定めた不使用状況報告書において、第1項で定めた資材業者等から調達しない場合は、その理由を記載すること。

4 受注者は、工事完成時及び監督職員から指示された場合、「建設資材使用実績報告書」の電子(エクセル)データを監督職員に提出すること。

5 各様式については、鹿児島県ホームページから取得すること。

なお、4項「建設資材使用実績報告書」を監督職員へ提出する際は、工事関係書類一覧表(電子(エクセル)データ)の「下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書」、「県産資材等不活用状況」、「使用材料承認願」、「下請業者使用実績報告書」、「【発注者使用】様式-1」、「【発注者使用】様式-2」のシートは、削除しないこと。

(再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書)

第33条 土木工事共通仕様書(第1編1-1-1-18 第6項)に基づき提出する「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」については、電子データも併せて提出すること。

(産業廃棄物管理票(マニフェスト)の提出)

第34条 本工事の施工により発生する産業廃棄物については、処分状況等の記録(E票の写し及び産業廃棄物管理票(マニフェスト)総括表)を工事完成図書に添付すること。

なお、工事完了時点で最終処分が完了せず、E票が処分業者より返送されていない場合は、A票、B2票及びD票のうち直近に返送されたものの写しを添付すること。

ただし、この場合においても、最終処分が完了し、E票が処分業者より返送され次第、直ちに同票の写しを提出すること。

(港湾・漁港工事における工事現場の現場環境改善実施)

第35条 工事現場の現場環境改善は、周辺環境の美装化や現場事務所および作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するために実施するものである。請負者はこの趣旨を理解し、発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施すること。

2 現場環境改善については、別表-1の中から概ね5つの内容を選択し実施するものとする。

3 現場環境改善においては、木製資材の積極的な使用に努めること。

4 現場環境改善の具体的な実施内容及び実施時期について、施工計画書へ記載し提出すること。

5 工事完了時には、現場環境改善の実施写真を提出すること。

6 工期設定に関しては、現場環境改善の準備に必要な期間を考慮すること。

[別表－1]

計上費目	実施する内容
仮設備関係	仮設備の設置，美装化に要する費用 1. 垂れ幕（横断幕） 2. 工事看板（説明板・案内板・PR看板） 3. 緑化・花壇（椅子・ベンチ含む） 4. ライトアップ
安全関係	安全器具の美装化、清掃に要する費用 1. 器具美装化[バリケード，転落防止柵（足場・安全ネット）] 2. 工事標識 3. 安全標識照明 4. 安全器機（カラーコーン・回転灯） 5. 安全具（救命胴衣・安全浮環・ヘルメット・安全靴・安全帯・消火器） 6. 清掃費，熱中症予防，防寒対策
役務関係	現場環境改善に係る土地借上げおよび道路等の占有に要する費用
営繕関係	現場施設の美装化，行事等の開催に要する費用 1. 施設美装化（現場事務所・現場休憩所・作業員宿舎） 2. インフォメーション施設の設置および管理運営 3. 行事の開催
防災・危機管理関係	防災訓練に要する費用 1. 防災訓練（地震・台風等の自然災害に対する訓練）に使用する作業船・重機の燃料費 2. 回航えい航費・運搬費 3. 資機材の費用
担い手育成関係	現場見学，インターンシップ，出張講座等に要する費用 1. 現場見学会の開催・見学用設備 2. パンフレット・工法説明ビデオ 3. 出張講座の資料作成

[別表－2]

現場環境改善実施内容に関する名称	損耗率
緑化・花壇，パンフレット・工法説明ビデオ，その他（完成予想図，工法説明図，工事工程表など他の工事に転用できない物）	100%（箇所）
デザイン工事看板	10%（/月）
ライトアップ施設	8%（/月）
電光式標識	4%（/月）
備品類	2%（/月）

- (注) 1 上表は工事場所，工事時期及び使用条件を考慮して割増しすることができる。
 2 類似品は，上表損耗率を準用できる。
 3 一工事において，損耗率が100%を超える場合は，上限値は100%とする。
 4 設置月数は，工程から求めるものとし，0.5ヶ月単位（2捨3入）とする。
 ただし，15日未満は0.5ヶ月とする。

現場環境改善実施計画書

(工事名) ○○年度 ○○○○工事 (○○工区)

(工事場所) ○○市○○地内

項目	現場環境改善 を含んだ額 A	共通仮設 費 計上 額 B	差額 C	損耗率 D	数量 N	月数 M	金額
仮設備関係							
購入品	A	B	A-B	D	N	M	C*D*N*M
リース品	A	B	A-B	—	N	M	C*N*M
安全関係							
役務関係							
営繕関係							
防災・危機 管理関係							
担い手育成 関係							
合計							

第36条 CCUS活用工事

- 1 本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の普及促進を目的としたCCUS活用工事の対象である。受注者がCCUS活用に取り組む旨を希望した場合にCCUS活用試行工事となり、発注者が指定した指標毎の基準を受注者が全て達成した場合は、工事成績評定において評価するものとする。
- 2 受注者は、契約後速やかにCCUS活用の意思を工事打合せ簿により通知すること。
- 3 受注者（2の通知を行った受注者をいう。以下この条において同じ。）は、CCUSに本工事の建設現場に係る情報の登録を行うとともに、建設キャリアアップカードのカードリーダーを設置する。
- 4 本条において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。
 - ・下請企業
建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。
 - ・技能者
元請又は下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。
 - ・CCUS登録事業者
元請又は下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。
 - ・登録技能者率
$$\text{CCUS登録技能者の数} / \text{技能者の数}$$
 - ・就業履歴蓄積率
$$\text{建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数} / \text{工事現場へ入場した技能者の数}$$
- 5 受注者が、本工事期間中において、登録事業者率70%以上、登録技能者率60%（営繕：50%）以上及び就業履歴蓄積率30%以上（以下「基準」と総称する。）を全て達成した場合は、発注者は、審査項目「創意工夫」において評価する。
- 6 受注者は、本工事期間中において、5の基準のいずれかが未達成の場合は、別紙1の様式に、当該工事名、未達成の項目、要因及び改善策を記載し、工事完成書類提出時に発注者に報告すること。
- 7 カードリーダーの設置費用や現場利用料（カードタッチ費用）等、本試行工事に伴う一切の費用は設計変更の対象としない。

別紙1

建設キャリアアップシステム活用工事報告書

工事名	令和 年度完成	
項目名	未達成の要因	改善策
登録事業者率		
登録技能者率		
就業履歴蓄積率		

※目標基準のいずれかが未達成の場合、本様式を発注者（工事完成書類に添付）に提出すること。

「週休2日」試行工事を実施しない（できない）理由書

工 事 名	
工 事 場 所	
工 種	
施 工 業 者 名	
記 入 者 役 職 ・ 名	主任技術者 ○○ 太郎

- ◆ 「週休2日」試行工事を実施しない（できない）理由について、伺います。
該当する項目にチェック☑してください。

Q 1 実施しない（できない）1番の理由は次のうちどれですか？（回答は1つ）

- 工期の関係 人件費の関係 経費の関係 その他
→ (Q2へ) → (Q3へ) → (Q4へ) → (Q5へ)

実施しない（できない）理由が複数ある場合、2番の理由は次のうちどれですか？（回答は1

- 工期の関係 人件費の関係 経費の関係 その他

実施しない（できない）理由が上記以外にある場合、次のうちどれですか？（回答は1つ）

- 工期の関係 人件費の関係 経費の関係 その他

Q 2 <工期の関係>

工期の関係を選択した方へ伺います。該当する項目にチェック☑してください。

週休2日の工程表を作成し、監督職員と工期について協議しましたか？

- はい いいえ

週休2日の試行にあたり、工期延期に柔軟な対応が可能である前提で伺います。

「週休2日」試行工事を実施しない（できない）工期に関係する理由は何ですか？
該当する項目にチェック☑してください。（複数選択可）

- 工事の工程上、竣工期限が設定されており間に合わないため。
- 工事の工程上、天候を考慮し採用しない。
- 他社との受注者間競争でコストを抑えて受注しており、工期延長によるコストの増を抑えたいため。
- その他（工期に関して他に理由がある場合下記に理由を記入してください）

[

（次ページへ）

Q 3 <人件費の関係>

人件費の関係を選択した方へ伺います。該当する項目にチェック☑してください。

4週6休以上の休日を確保し、当該現場を完全閉所とした場合、実績に応じて経費の補正がなされることを知っていましたか？

- 知っている 知らなかった

週休2日の試行にあたり、経費の補正がある前提で伺います。

「週休2日」試行工事を実施しない（できない）人件費に関する理由は何ですか？
該当する項目にチェック☑してください。（複数選択可）

- 下請けの**人件費**の都合により採用しない。
- 日給制の社員の収入の減となるため、採用しない。
- 日給制の社員と月給制社員が混在しており、それぞれの賃金への反映が困難。**
- 積算で考慮されているので負担はないが、会社の休暇計画等により、今回の工事では採用しない。
- 積算で考慮されているが、会社の賃金への負担の方が大きいので採用しない。**
- その他（人件費に関して他に理由がある場合下記に理由を記入してください）

[]

Q 4 <経費の関係>

経費の関係を選択した方へ伺います。該当する項目にチェック☑してください。

4週6休以上の休日を確保し、当該現場を完全閉所とした場合、実績に応じて経費の補正がなされることを知っていましたか？

- 知っている 知らなかった

週休2日の試行にあたり、経費の補正がある前提で伺います。

「週休2日」試行工事を実施しない（できない）経費に関する理由は何ですか？
該当する項目にチェック☑してください。（複数選択可）

- 積算で考慮される金額より、会社の負担が大きい。
- 積算で考慮されてはいるが、会社の収入に早くつなげたいため。
- 資機材（リース品や調達品）の都合により採用しない。
- その他（経費に関して他に理由がある場合下記に理由を記入してください）

[]

Q 5 <その他>

- 会社の売上げを伸ばしたい。**
- 会社の受注計画により、現場代理人もしくは、主任技術者、監理技術者の配置を考慮、**または、配置に影響がでるため**採用しない。
- 会社の施工能力に対して受注状況が比較的多く、人手（技術者、作業員等）不足等の理由により当該工事の完成を早期に図りたい。**

- 下請との契約期間の関係で採用しない。
- 民間工事も受注しており、公共工事を含めた統一的な適用が困難であるため。
- 社員が兼業をしており、今回の受注時期との調整が困難なため。
- 週休2日を採用するにあたり、会社の賃金体系や雇用体系の見直しが必要であり今のところ対応できていないため今回は採用しない。
- その他（他に理由がある場合、下記に理由をご記入ください。

[]